

設計業務等の積算基準改正に伴う最低制限価格等の扱いについて

平成24年9月24日

福島県入札監理課

1 主旨と目的

- 平成24年10月から設計業務等の一部において、積算基準が改正されます。この改正に伴い、最低制限価格等の算出手法の一部を見直します。この見直しによって、10月以降の設計業務等の最低制限価格等の水準と現在の水準とに乖離が生じませんのでお知らせします。
- 今までどおり、成果品の品質確保を図るため応札にあたっては業務の内容を十分検討し、所要の経費を漏れなく計上するなど適切な積算をした上で応札してください。

2 算出手法見直しの内容

- 今回の見直しは測量等のみが対象です。(工事は対象外です。)
- 平成24年10月1日以降に起工する測量等の案件から対象になります。
- 各案件の適用年月日については[こちら](#)をご覧ください。
- 最低制限価格等の設定方法や金額については、従来どおり非公表です。